

病院敷地内全面禁煙について

院長 天野達也

ご来院・ご入院中の皆さまにおかれましては、日々リハビリテーション治療に励まれていることと推察申し上げます。

さて、当院では、受動喫煙対策義務を定めた健康増進法を受け、平成28年12月1日より、駐車場、通路等を含め、「病院敷地内全面禁煙」とさせていただきます。ご来院・ご入院される皆さまには、禁煙にご理解いただきたく存じます。

たばこは、喫煙者をはじめ周囲の方々にも健康上悪い影響を与えることはご承知のとおりで、近年、喫煙による健康被害に対し、世の中の認識は着実に変化していることから、当院は受動喫煙の防止だけでなく、喫煙の健康被害について積極的に社会に啓発していきたいと考えています。診察や治療、その他のご相談に訪れるための施設であるという病院の本来の役割をご認識いただき、皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

1. 実施日 平成28年12月1日（木）

2. 禁煙範囲 石和温泉病院敷地内

注) 指定喫煙場所は、平成28年11月30日（水）をもって廃止いたします。

【参考】健康増進法（抜粋）

（受動喫煙の防止）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。